

基安発0517第5号  
平成23年5月17日

中央労働災害防止協会会長  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長  
林業・木材製造業労働災害防止協会会長  
建設業労働災害防止協会会長  
社団法人全国建設業協会会長  
社団法人日本建設業連合会会長

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内における作業に係る措置について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域への一時立ち入りについて、別添1のとおり、「警戒区域への一時立入許可基準」（平成23年4月23日付け原子力災害本部長名文書）が示されているところですが、今般、同法第63条第1項の規定により、立ち入りが認められている災害応急対策に従事する者の放射線による健康障害を防止するため、別添2のとおり、平成23年5月17日付け基安発0517第3号を都道府県労働局長あて発出したところです。

つきましては、同通知に示す措置について、貴協会会員各位に対し周知を図られたたくお願いいたします。